

## 浜松市青年等就農計画認定会議設置要領

### (設置)

第1条 浜松市は、浜松市青年等就農計画認定要領第5条第2項に基づき、市内で新たに就農しようとする青年等及び新たに就農しようとする青年等が過半数を占める法人が作成した青年等就農計画(以下「就農計画」という。)を審査するため、浜松市就農計画認定会議(以下「認定会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 認定会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 就農計画の審査に関する事項
- (2) 就農計画の変更に係る審査に関する事項
- (3) その他就農計画の認定に関連する事項

### (組織)

第3条 認定会議は、次に掲げる機関及び団体の長が指名した者を委員とし組織する。

- (1) 浜松市
- (2) 静岡県西部農林事務所
- (3) 静岡県青年農業者等育成センター(社団法人静岡県農業振興公社)
- (4) 関係農業委員会
- (5) 関係農業協同組合
- (6) その他認定に係る機関及び団体

### (議長)

第4条 認定会議に議長1人を置く。

- 2 議長は、農業振興課長とする。
- 3 議長は、認定会議を代表し、会務を総括する。
- 4 正当な理由により議長が出席できない場合は、予め議長が指名した者がその職務を代理する

### (認定会議)

第5条 認定会議は、必要に応じ市長が召集するものとする。

- 2 認定会議には、委員が指名する者を委員に代わって出席させることができるものとする。
- 3 その他、市長が特に必要と認めた場合は、農業経営士、学識経験等を招集し、意見を求めることができるものとする。

(庶務)

第6条 認定会議の庶務は、農業振興課において行うものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、認定会議に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 3 この要領は、平成23年 7月 1日から施行する。
- 4 この要領は、平成26年 9月10日から施行する。
- 5 この要領は、平成27年 7月16日から施行する。